

私が、このお知らせの見方について、
解説や注意事項をご説明します。
☆印のところでは、共済太郎さんの
場合を例にしてご説明します。

はじめに

このお知らせは、過去に公務員共済の加入期間があり、今年度59歳に到達される方のうち、昭和31年４月２日から昭和31年12月１日までに生まれた方に、年金加入記録、年金見込額等の情報を提供するものです。
なお、国民年金及び厚生年金保険等に加入した期間及びその年金見込額等は含まれていません。

☆　例示した共済太郎さんは、昭和31年９月15日生まれで今年59歳、平成元年４月１日に初めて共済組合に加入され、平成11年３月31日に退職された方です。

被用者年金制度の一元化について

平成24年８月に成立した「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、平成27年10月から、公務員共済や私立学校教職員共済が厚生年金に統一されることとなりました。
これにより、平成27年10月以降に受給権が発生する方の年金の名称は老齢厚生年金となりますが、公務員共済に係る期間の老齢厚生年金は、共済組合から支給されることになります。
この被用者年金制度の一元化に伴い、「公務員共済年金のお知らせ」を確認する際に、留意していただく部分があります（P3「被用者年金制度の一元化について」参照）。

年金受給資格の期間について

老齢厚生年金の受給にあたっては、公務員期間を含めた公的年金の加入期間が合算して25年以上あることが必要です。
なお、制度改正により、平成29年４月（予定）からは、公的年金の加入期間を合算して10年以上あれば、年金を受けることができるようになります。

支給開始年齢・繰上げ支給

老齢厚生年金の支給開始年齢は、60歳から65歳へ順次引き上げることとされており、昭和30年４月２日から昭和32年４月１日の間に生まれた方の支給開始年齢は62歳になります（P４「年金の支給開始年齢」参照）。
なお、公務員共済、厚生年金保険及び私立学校教職員共済の加入期間の合計が１年未満の方の支給開始年齢は、65歳となります。
また、60歳に達した以降、希望により、老齢厚生年金を支給開始年齢から繰り上げて受給することができます。この繰上げ請求をした場合の年金額は、繰上げをした月１ヶ月あたり0.5%減額されます（P４「老齢厚生年金の繰上げ」参照）。

「公務員共済年金のお知らせ」の見方（その１）

102-8601
東京都千代田区平河町
2-4-9
共済　太郎　様
00000　000000000000　000000

公　務　員　共　済　年　金　の　お　知　ら　せ

共済組合員番号	8594-4812345678
基礎年金番号	0123456789
生　年　月　日	昭和31年9月15日

あなたの平成27年3月31日現在の公務員共済年金について、次のとおりお知らせします。

地方職員共済組合

公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル
地方職員共済組合　○○○支部
TEL ○○－○○○○－○○○○

【年金加入記録】

番号	①加入制度	②資格取得年月日	③資格喪失年月日	④加入月数
1	公務員共済組合	平成1.4.1	平成11.4.1	120

⑤加入月数合計	⑥船員割増月数	⑦合　計（⑤＋⑥）
120		120

⑧備考欄

相談ダイヤル

このお知らせに関するお問い合わせのための電話番号です。
ご質問がありましたら、この相談ダイヤルにお問い合わせください。
なお、給料などの記録についてのご照会は、当共済組合から給与支払者または任命権者に対して確認を行いますので、回答まで相当のお時間をいただきますことをあらかじめご了承ください。
受付時間は、支部ごとに異なりますが、概ね9：00～12：00及び13：00～17：00となっています。

共済組合員番号、基礎年金番号、生年月日

共済組合で記録している共済組合員番号と基礎年金番号及び生年月日を表示しています。
基礎年金番号は、日本年金機構が付番していますので、「基礎年金番号通知書」、「年金手帳」又は日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」等によりご確認ください。

平成8年12月以前に退職された方へ

基礎年金番号が導入される前の平成８年12月以前に退職された方については、基礎年金番号がこのお知らせには表示されていない場合があります。
なお、日本年金機構においては、このような方について年金加入記録の名寄せを行い基礎年金番号の整備を行っています。

住所、氏名

共済組合で記録している「住所」、「氏名」を表示しています。

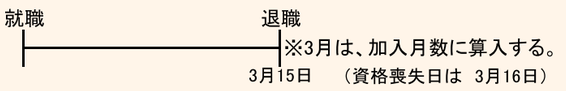
年金加入記録

①加入制度には、地方公務員、国家公務員等の区別なく「公務員共済組合」と表示しています。
③資格喪失年月日は、退職した日の翌日です。

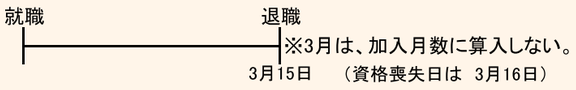
なお、月の途中で資格喪失した場合、昭和61年３月以前はその月は算入し、昭和61年４月以後はその月は算入しません。

※　船員であった期間又は⑧備考欄に一時金全額受給期間の表示がある方は、裏面をお読みください。
☆　共済太郎さんは、平成元年４月１日に共済組合に加入されていますので、平成11年４月１日までの加入期間は、ちょうど10年です。したがって、加入月数は、120月です。

（昭和61年3月以前に退職された方）



（昭和61年４月以後に退職された方）



日本年金機構から「ねんきん定期便」が送付された方へ

日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」には、現在のところ、公務員共済の加入期間が含まれていません。
現在、日本年金機構では、共済組合から提供された公務員共済の年金加入記録に基づき記録の整備を行っています。
なお、共済組合が決定する老齢厚生年金は、共済組合が保有する年金加入記録に基づいて決定しますのでご安心ください。
厚生年金保険の加入期間に係る老齢厚生年金に関する内容については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

※　現在国民年金または厚生年金保険に加入していない方には、日本年金機構から「ねんきん定期便」は送付されません。

他の公務員共済組合の期間がある方へ

過去に国家公務員共済組合、旧公共企業体共済組合又は他の地方公務員共済組合に加入されていた期間がある方のうち、その期間の年金加入記録の移管が当共済組合にまだ行われていない方については、その加入記録が表示されていないことがあります。
この場合、他の公務員共済組合等から年金加入記録が移管され次第、加入記録の整備を行いますので、詳しくは、相談ダイヤルへお問い合わせください。

※　老齢厚生年金を決定する際には、再度すべての公務員共済期間を履歴書等に基づき確認することとしていますので、ご安心ください。

また、公務員共済の加入期間に係る老齢厚生年金の決定は、最後に加入していた共済組合で行うため、当共済組合を退職後に他の公務員共済組合等に加入された方の加入期間は、他の公務員共済組合等の加入期間とされます。
そのため、このお知らせが届いた方で、当共済組合を退職後に他の公務員共済組合等に加入された方は、年金加入記録の移管がまだ行われていない可能性があります。新たに加入された公務員共済組合に連絡してください。

船員の期間がある方へ

船員であった期間については、①加入制度欄に「公務員共済組合（船員）」と表示します。
なお、④加入月数には実際の期間を表示し、⑦合計には次のとおり割増しされた月数を加算して表示しています。

- 昭和61年３月までの期間　　実際の期間の４／３倍
- 昭和61年４月から平成３年３月までの期間　　実際の期間の６／５倍

＜計算例＞
昭和61年３月以前に１年間（12ヵ月）の船員期間がある場合

12月×４／３＝16月となり、⑥船員割増月数は４月と表示しています。

復帰希望職員の期間がある方へ

昭和54年12月以前に公庫・公団等に派遣されていた方は、派遣されている間厚生年金保険に加入することができましたので、公務員共済の加入期間と厚生年金保険の加入期間が重複している場合があります。
重複している期間は、公務員共済と厚生年金保険のそれぞれの年金算定の基礎期間となりますが、このお知らせでは公務員共済の加入期間のみ表示しております。厚生年金保険の加入期間につきましては、日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」等によりご確認ください。

過去に退職一時金を受給された方へ

昭和54年12月以前に公務員期間の加入期間が１年以上20年未満で退職された方は、年金のための掛金を清算する趣旨で退職一時金を支給する制度が設けられていました。
その退職一時金は、将来年金を受け取るための原資を共済組合に一部残して受給する方法のほか、一定の要件に該当した方は、年金の原資を残さずに受給することもできました。
年金の原資を残して退職一時金を受給した期間は年金の算定の基礎となりますが、退職一時金と老齢厚生年金という給付の二重払いを防ぐ観点から、受給した退職一時金の額に利子に相当する額を加算した額を共済組合へ返還していただくこととなります。

一時金全額受給期間がある方へ

一時金全額受給期間（年金の原資を残さずに退職一時金を受給した期間）がある方には、①加入制度欄にその期間を＊を付けて表示します。
なお、一時金全額受給期間は年金の計算に含まれませんが、再度公務員共済に加入し、前後の期間を合算して公務員であった期間が20年を超えた場合に限り、一時金全額受給期間を含めて年金が支給されます。
ただし、上記の場合と同様に、その受給された退職一時金に利子に相当する金額を加算した額を共済組合に返還していただくことになります。

通算退職年金に関する通知書が交付されている方へ

昭和61年３月以前に退職された方で、１年以上の公務員共済の加入期間を有する方に対しては、退職された際に将来の通算退職年金等の基礎となるべき公務員共済の加入期間を「通算退職年金に関する通知書」としてお知らせしていましたが、通算退職年金制度は、昭和61年４月の公的年金制度改正で廃止され、当該通算退職年金等の基礎となるべき公務員共済の加入期間は、退職共済年金の基礎期間とされています。
なお、当該通知書に通算退職年金の額が表示されていますが、その額を保障するものではありませんのでご了承ください。

「公務員共済年金のお知らせ」の見方（その２）



公務員共済年金の額は、厚生年金相当部分と職域年金相当部分の額の合算となります。
なお、６５歳になったときに、加給年金額が加算される場合があります（加給年金額につきましては、該当する欄をご覧下さい。）。

また、被用者年金の一元化に伴い、平成 27 年 10 月以降の年金の名称は「老齢厚生年金」及び「経過的職域加算額」となりますが、システムの都合上、「退職共済年金」と表示しております。

平均給料月額、平均給与月額

老齢厚生年金の算定は、平成15年３月以前と４月以後とでは算定方法が異なります。

具体的には、平成15年３月以前は、掛金の基礎となった給料が年金の算定基礎となっていましたが、４月以後は掛金の基礎となった給料と掛金の基礎となった期末手当等が年金の算定基礎となります。

したがって、平成15年３月以前は平均給料月額、４月以後は平均給与月額が年金の算定基礎となります。

☆　共済太郎さんについてもP4の計算式等により計算した結果、平成15年３月までの平均給料月額①は258,174円でした。
☆　共済太郎さんは、平成11年３月に退職していますので、平成15年3月までの加入月数③は120月のみとなり、平成15年４月からの加入月数は表示されません。

加給年金額

公務員共済組合の加入期間のほか、厚生年金保険及び私立学校教職員共済の加入期間を合算して20年以上ある方は、65歳になったときに、その方により生計を維持されている（※）65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級の１級若しくは2級に該当する子がいるときは、加給年金額が加算されます。

この加給年金の額は、配偶者が390,100円、第１子・第２子がそれぞれ224,500円、また、第3子以降が1人につき74,800円です。（平成27年度の額で表示しています。）

※　詳しくは、地方職員共済組合のホームページをご覧ください。

被用者年金制度の一元化について

老齢厚生年金は、上の図の【将来受給することとなる退職共済年金の見込額】のうちの「厚生年金相当部分」のみとなります。

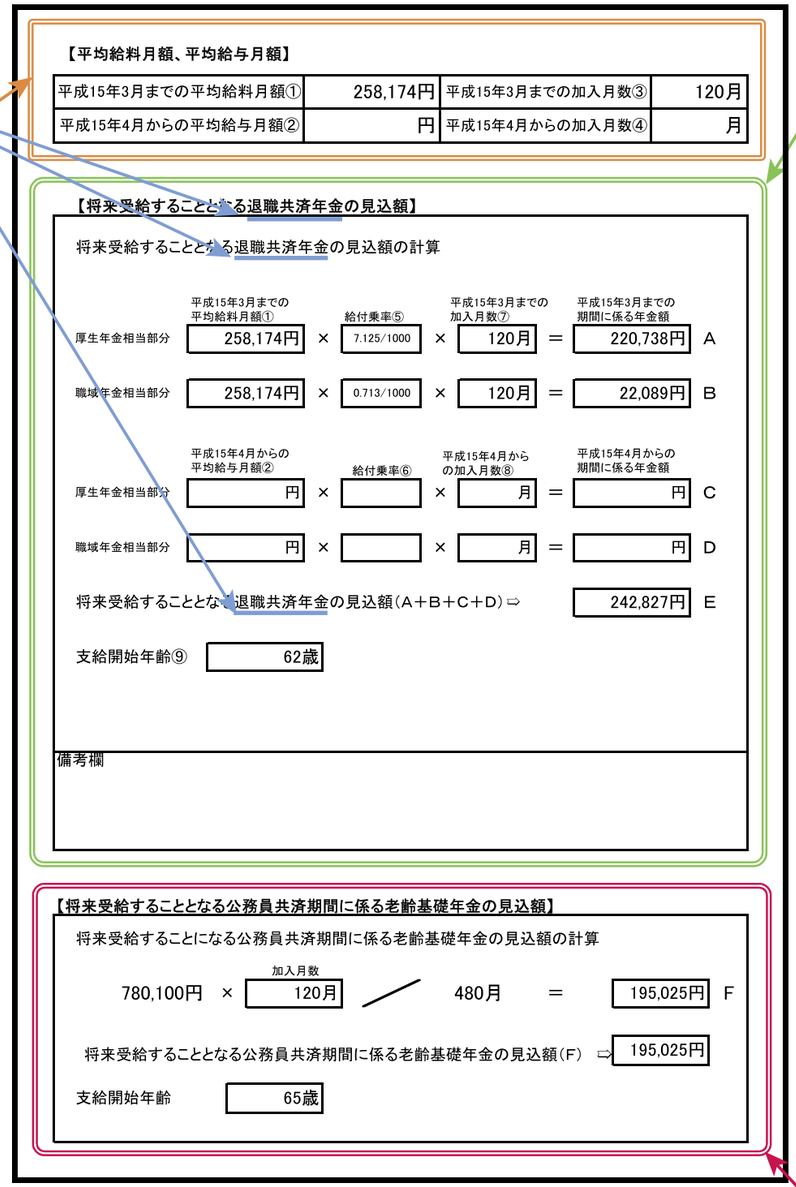
そのため、上の図のＡ＋Ｃが、将来受給することとなる老齢厚生年金の見込額となります。

また、職域年金相当部分（上の図のＢ＋Ｄ）については、老齢厚生年金とは別に「経過的職域加算額」として支給されることになります。

最終的には、上の図のＥ（将来受給することとなる退職共済年金の見込額）の額を共済組合から支給しますが、年金の名称等が違ってきます。

「平均給料月額」「平均給与月額」は、厚生年金保険が標準報酬制度を採用していることから、それぞれ「平均標準報酬月額」「平均標準報酬額」に名称が変更されます。

☆　共済太郎さんは、上の図のＡにあたる220,738円が老齢厚生年金として支払われる見込みです。また、Ｂにあたる22,089円についても、老齢厚生年金とは別に支払われることになります。



【平均給料月額、平均給与月額】

平成15年3月までの平均給料月額①	258,174円	平成15年3月までの加入月数③	120月
平成15年4月からの平均給与月額②	円	平成15年4月からの加入月数④	月

【将来受給することとなる退職共済年金の見込額】

将来受給することとなる退職共済年金の見込額の計算

	平成15年3月までの平均給料月額①		給付乗率⑤		平成15年3月までの加入月数⑦		平成15年3月までの期間に係る年金額	
厚生年金相当部分	258,174円	×	7.125/1000	×	120月	＝	220,738円	A
職域年金相当部分	258,174円	×	0.713/1000	×	120月	＝	22,089円	B
	平成15年4月からの平均給与月額②		給付乗率⑥		平成15年4月からの加入月数⑧		平成15年4月からの期間に係る年金額	
厚生年金相当部分	円	×		×	月	＝	円	C
職域年金相当部分	円	×		×	月	＝	円	D

将来受給することとなる退職共済年金の見込額（A＋B＋C＋D）⇨ 242,827円 E

支給開始年齢⑨ 62歳

備考欄

【将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額】

将来受給することになる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額の計算

780,100円 × 加入月数 120月 ／ 480月 ＝ 195,025円 F

将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額（F） ⇨ 195,025円

支給開始年齢 65歳

将来受給することとなる公務員共済年金の見込額

将来受給することとなる公務員共済年金の見込額の計算は、これまでの加入月数に応じた平成15年３月以前の平均給料月額①と平成15年４月以後の平均給与月額②及びこれまでの加入月数の③、④をもとに算定しています。

給付乗率⑤、⑥

給付乗率⑤及び⑥は、次のとおりです。

区分	厚生年金相当部分	職域年金相当部分	
		240月以上	240月未満
⑤平成15年3月以前の期間	7.125/1,000	1.425/1,000	0.713/1,000
⑥平成15年4月以後の期間	5.481/1,000	1.096/1,000	0.548/1,000

※　職域年金相当部分の給付乗率は、加入月数が240月以上と240月未満では異なります。
☆　共済太郎さんは、これまでの加入月数が120月ですので240月未満の乗率で算定することとなります。
したがって、給付乗率⑤は7.125/1,000と0.713/1,000で算定しています。

加入月数⑦、⑧

加入月数⑦は平成15年３月以前の加入月数③と、加入月数⑧は平成15年４月以後の加入月数④と原則同じ月数ですが、船員の割増月数に該当する期間をお持ちの方は一致しません。
※　船員であった期間がある方は、Ｐ２をご覧ください。
☆　共済太郎さんは、加入月数③及び⑦が120月となります。

留意事項

この「お知らせ」の見込額は、現時点での将来の見込額を試算したものであり、実際の年金額を確定的にお知らせするものではありませんので、ご留意ください。

将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額

将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額の加入月数は、平成15年３月までの加入月数③と平成15年４月からの加入月数④を合算した期間を表示しています。

なお、公務員共済期間のうち、20歳到達月前までの期間及び60歳到達月以後の期間は、老齢基礎年金の算定基礎に算入されません。

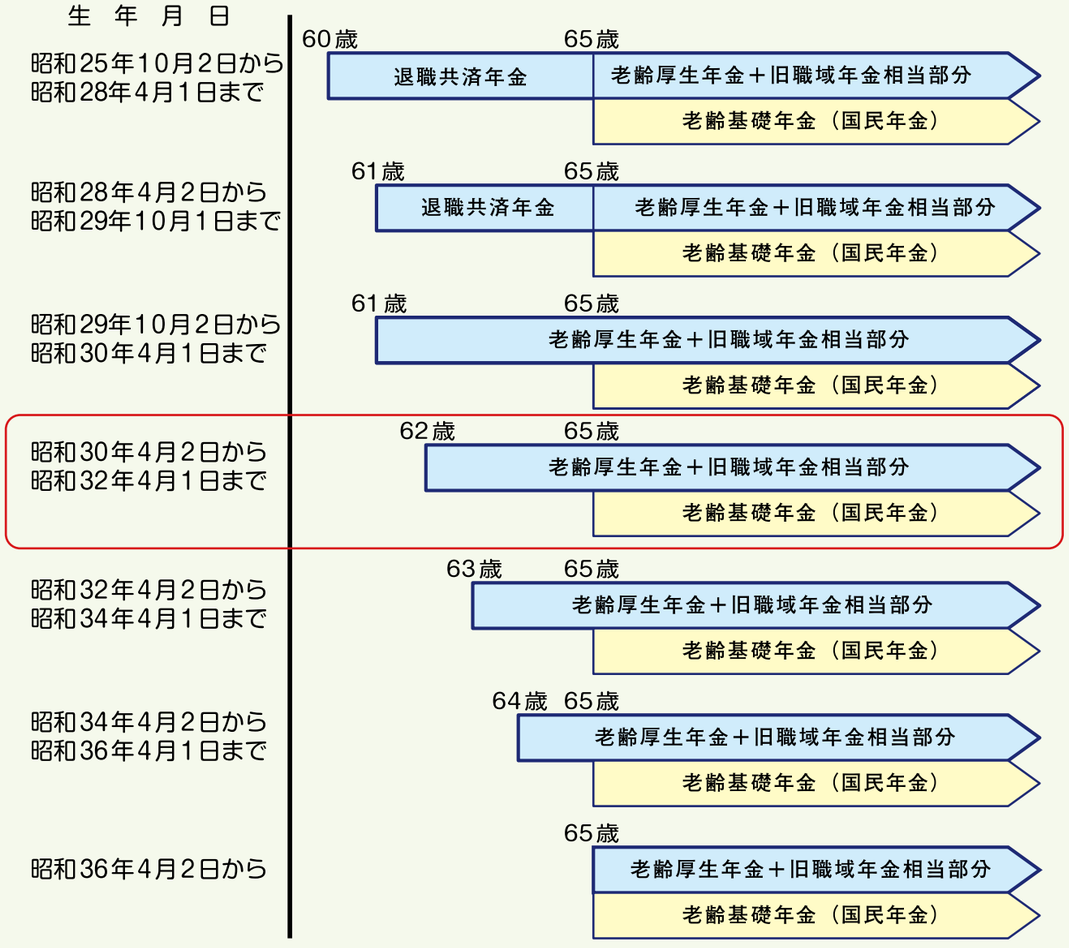
将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金は、780,100円（平成27年度価格）を480月で除した額に、公務員共済期間から20歳到達月前までの期間を除いた月数を乗じることによって算定されます。

※　船員の割増月数が加算されている方は、割増しない月数で計算することとされています。
☆　共済太郎さんは、平成元年４月１日に共済組合に加入し、平成11年３月31日に退職していますので、老齢基礎年金の加入月数は公務員共済の加入月数と同じ120月です。
なお、共済太郎さんが、現在国民年金又は厚生年金保険に加入されている場合は、日本年金機構から別途「ねんきん定期便」が送付されます。

年金の支給開始年齢

老齢厚生年金及び経過的職域加算額は、本来６５歳から支給されることとなっていますが、公務員共済、厚生年金保険及び私立学校教職員共済の加入期間（以下「被用者年金の期間」といいます。）の合計が１年以上ある方が、被用者年金の期間及び国民年金の期間を合算して２５年以上有する場合は、その方の生年月日に応じて支給開始年齢が次のとおり段階的に定められています。

そのため、被用者年金の期間の合計が１年以上ある昭和３０年４月２日から昭和３２年４月１日までに生まれた方は、６２歳から支給されることとなります。



※　▭ は共済組合が、また、▭ は日本年金機構が支給する年金です。
※　被用者年金の期間の合計が1年未満の方は65歳からの受給となります。
※　被用者年金の一元化（平成27年10月1日）前に受給権が発生する年金の名称は、退職共済年金となります。
☆　共済太郎さんは、昭和31年9月15日生まれのため、支給開始年齢は62歳です。

老齢厚生年金の繰上げ

60歳に達した以降、希望により、老齢厚生年金（経過的職域加算額を含みます。以下同じ。）を支給開始年齢から繰り上げて受給することができます。この繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額は、繰上げ請求をした月からその方の生年月日に応じた支給開始年齢に達する月の前月までの月数について、１ヶ月あたり0.5%（１年あたり６%）減額されます。

繰上げ支給の老齢厚生年金は、次のような制約がありますので、繰上げ請求にあたってはその制約等を理解していただき、その請求は慎重にお願いします。

- 繰上げ請求後はその決定を取り消すことはできず、生涯にわたって減額された年金額となります。
- 繰上げ請求後は、事後重症などによる障害給付を請求することはできません。
- 繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金、日本年金機構が支給する老齢厚生年金等）の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。
- 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。
- 繰上げ請求後は、障害者の特例や長期在職者の特例に該当しても、これらの適用を受けることはできません。

※　老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳です。例えば、60歳から繰上げを受けますと、生涯にわたり30%（0.5%×12月×５年）減額された年金額となりますので、ご留意ください。

☆　共済太郎さんが仮に61歳から繰上げて老齢厚生年金と経過的職域加算額を受ける場合は、次のような計算となります。

老齢厚生年金：220,738円－220,738円×5/1,000×（１年×12月）　≒　207,494円
経過的職域加算額：22,089円－22,089円×5/1,000×（１年×12月）　≒　20,764円

平均給料月額、平均給与月額の算定方法

老齢厚生年金の額及び経過的職域加算額は、掛金の標準となった給料や期末手当等の額に、算定時点の水準に置き換えるための「再評価率」を乗じて得た額の合計額の全期間平均の額、すなわち「平均給与月額」を基準として算定されます。ただし、平成15年３月以前の期間は、給料をベースに「平均給料月額」を基準として算定されます。

なお、平均給料月額及び平均給与月額は、各月の掛金の標準となった給料の額に、手当相当額を含めるための「手当率（一般職は1.25）」を乗じて得た額及び掛金の標準となった期末手当等の額の合算額を、公務員共済の加入期間の月数で除して得た額とされており、その算定方法は次のとおりです。

（平成15年3月以前の平均給料月額）

$$\text{平均給料月額} = \frac{\text{各月の掛金の標準となった給料の額（再評価後）に手当率を乗じて得た額の総額}}{\text{平成15年3月以前の加入月数}}$$

（平成15年4月以後の平均給与月額）

$$\text{平均給与月額} = \frac{\text{各月の掛金の標準となった給料の額（再評価後）に手当率を乗じて得た額の総額及び掛金の標準となった期末手当等の額（再評価後）の総額}}{\text{平成15年４月以後の加入月数}}$$

※　昭和61年３月以前の給料については、昭和61年３月に引き続く過去５年間の給料をもとに算定されます。
ただし、昭和61年３月時点で既に退職されていた方については、退職前１年間の給料をもとに算定されます。

船員であった期間等がある方へ

船員であった期間のうち４/３倍及び６/５倍した期間は、職域年金相当部分の算定基礎期間に算入されません。

また、①加入制度で、「公務員共済組合（ＪＲ）」及び「公務員共済組合（ＪＴ）」と表示した期間についても同様です。

「公務員共済年金のお知らせ」の見方（その３）



共済年金の年金額は、
昭和５６年４月以後の給料と
平成 15 年４月以後の期末手当等を
もとに算定されることから、当該期間に
おける額を表示しています。

支給時期

支給時期は、給料及び期末手当等の額が変動するごとに表示しています。

☆　共済太郎さんは、共済年金に加入したのが平成元年４月で、退職したのが平成１１年３月ですので、平成元年４月から平成１１年３月までの給料を表示しています。

給　　料

給料には、昭和56年4月以後における給料の額を表示しています。

なお、昭和６１年３月以前に退職された方については、退職時の給料を昭和６１年３月における再評価額に置き換えて管理しているため、昭和６１年３月以前の給料は表示しないこととしましたので、ご了承ください。

昭和60年4月から6月までの給料が支給されている方へ

昭和６０年４月から６月までの給料について、昭和６０年度において地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けなかった期間（給料調整期間）がある場合には、発令された給料額ではなく、給料条例の改正が適用されていたとした場合の仮定給料額となっています。

給料（昭和56年4月～平成27年3月）と期末手当等（平成15年4月～平成27年3月）の記録

（単位：円）

支給時期	給料	期末手当等	支給時期	給料	期末手当等
平成 1. 4～平成 2. 3	132,100				
平成 2. 4～平成 2. 9	149,900				
平成 2.10～平成 3. 3	157,200				
平成 3. 4～平成 3. 9	167,300				
平成 3.10～平成 4. 3	172,800				
平成 4. 4～平成 4. 9	180,100				
平成 4.10～平成 5. 3	184,700				
平成 5. 4～平成 5. 9	188,700				
平成 5.10～平成 6. 3	193,400				
平成 6. 4～平成 6. 9	195,900				
平成 6.10～平成 7. 3	215,200				
平成 7. 4～平成 7. 9	218,000				
平成 7.10～平成 8. 3	225,700				
平成 8. 4～平成 8. 9	229,000				
平成 8.10～平成 9. 3	236,400				
平成 9. 4～平成 9. 9	239,600				
平成 9.10～平成10. 3	246,200				
平成10. 4～平成10. 9	248,600				
平成10.10～平成11. 3	255,100				

備考欄

期末手当等

期末手当等には、年金額の算定の基礎となる平成15年4月以後の期末手当等の額を表示しています。

なお、平成17年3月まで寒冷地手当が期末手当等に含まれていましたので、当時寒冷地手当が支給されていた方は、その額も表示されています。

※　平成6年12月から平成15年3月までの間は、期末手当等から、5／1,000の特別掛金を徴収していましたが、当該期末手当等の額は、年金の算定基礎給与に含めないこととされていますので、表示していません。

国家公務員共済の加入期間がある方へ

国家公務員共済組合は、昭和６１年４月から、いわゆる標準報酬制がとられており、標準報酬の月額と標準期末手当等の額が掛金の標準となっています。

この場合、報酬とは、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当等、勤務実績に直接関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給されるものとされています。

また、標準期末手当等とは、期末手当、勤勉手当、期末特別手当等とされています。

昭和６１年４月以後の国家公務員共済の加入期間については、給料欄に標準報酬の月額、期末手当等欄に標準期末手当等の額を表示しています。

給料及び期末手当等の限度額の推移

掛金の基礎となる給料には、最高限度額と最低限度額が、期末手当等には、最高限度額が設けられています。

給料と期末手当等の限度額の推移は次のとおりです。

（単位：円）

区分	給料		期末手当等
	一般職	特別職	すべての職員の最高限度額
	最高限度額（最低限度額）	最高限度額（最低限度額）	
昭和56年4月1日～昭和57年3月31日	420,000		—
昭和57年4月1日～昭和59年3月31日	440,000		—
昭和59年4月1日～昭和60年3月31日	450,000		—
昭和60年4月1日～昭和61年3月31日	460,000		—
昭和61年4月1日～平成元年12月31日	376,000（55,000）	470,000（68,000）	—
平成2年1月1日～平成6年11月30日	424,000（64,000）	530,000（80,000）	—
平成6年12月1日～平成12年9月30日	472,000（74,000）	590,000（92,000）	—
平成12年10月1日以後	496,000（79,000）	620,000（98,000）	—
平成15年4月1日以後			1,500,000

※　最高限度額又は最低限度額に該当している場合は、その額に＊を付けて表示しています。

Q & A

Q1 今回のお知らせは、３年後に老齢厚生年金の受給権が発生する者が対象とのことですが、３年後の受給権が発生したときにはどのような手続きが必要となるのでしょうか。

A 道府県を退職後、日本年金機構の厚生年金保険や当共済組合以外の共済組合に加入したことがない方は、62歳の誕生日の約２ヶ月前に、当共済組合から老齢厚生年金の請求に関するご案内を送付する予定です。

それ以外の方は、日本年金機構または最後に加入していた共済組合が、年金の請求に関するご案内を送付する予定です。

同封される請求書に必要事項を記入の上、関係書類を添付して提出していただくことが必要となります。

Q2 今回送付された「公務員共済年金のお知らせ」の内容に疑問がある場合は、どこへ照会したらよいのでしょうか。

A 今回の内容についての照会は、相談ダイヤルまでお問い合わせください。

なお、お知らせは、年金加入状況等を確認していただき、年金制度への理解を深めていただくことが目的ですので、確認していただいて記載内容に疑義がない方は、お手続きの必要はありません。

Q3 「給料（昭和56年4月～平成27年3月）と期末手当等（平成15年4月～平成27年3月）の記録」の記録を見ました。過去の給料を覚えていないのですが、この記録は正しいのでしょうか。

A 今回お知らせした給料と期末手当等については、道府県が管理している情報をもとに作成しており、誤りはないものと考えておりますが、特に疑義があれば、相談ダイヤルまでお問い合わせください。

Q4 私は、障害共済年金を受給していますが、加入月数が、障害共済年金のものと違いますが、なぜでしょうか。

A 障害共済年金の場合は、障害認定日後の加入期間はその算定の基礎とならないため、今回表示した加入月数と異なります。

また、昭和61年4月以後に退職された方で、昭和61年３月31日に障害の状態にあった方は、その時点までの加入期間が障害年金の算定の基礎となることから、今回表示した加入月数と異なります。

Q5 私は、昭和31年８月生まれで今年59歳となる者ですが、年金の支給開始年齢を見ますと、62歳からしか年金が受けられないようですが、62歳になるまで無年金となるのでしょうか。

A 老齢厚生年金の支給開始年齢は、60歳から65歳へ順次引き上げることとされており、昭和30年４月２日から昭和32年４月１日の間に生まれた方の支給開始年齢は62歳になります。

そのため、昭和31年８月生まれの方は、62歳になるまで年金の受給はないこととなりますが、60歳から老齢厚生年金を減額して受けることができる制度があります。

この制度を「繰上げ支給の老齢厚生年金」といいますが、次の計算による「繰上げ調整額」が老齢厚生年金の額から生涯にわたって減額されます。

繰上げ調整額＝老齢厚生年金×5/1,000
× 繰上げを希望する月から62歳に達する月の前月までの月数

なお、繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金、日本年金機構が支給する老齢厚生年金、経過的職域加算額等）の繰上げ請求を同時に行う必要があります。

老齢基礎年金は本来の支給開始年齢が65歳であることから、最大５年分を繰上げ請求することになり、繰上げ請求をしなかった時と比べて最大で30％減額されることになりますので、ご注意ください。

※ 経過的職域加算額についても、同様の減額率により計算された「繰上げ調整額」を減額することになります。

お 願 い

将来、老齢厚生年金の受給権が発生したときに、年金の請求に関するご案内を、62歳の誕生日の約２ヶ月前に、当共済組合支部等からご自宅へ送付することとなります。この請求書を確実にご自宅へお届けするために、年金を受給される前に住所や氏名を変更された場合には、「年金待機者異動報告書」を当共済組合支部へ提出していただく必要がありますので、相談ダイヤルまでご連絡いただきますようお願いします。

地方職員共済組合ホームページについて

当共済組合のホームページでは、年金に関するお知らせや、年金に関する手続きなど、年金に関する情報を掲載しております。

被用者年金制度の一元化等の制度改正のご案内のほか、住所や氏名を変更したときの届出用紙「年金待機者異動報告書」等のダウンロードもできますので、ぜひご活用ください。

http://www.chikyosai.or.jp/
（地方職員共済組合ホームページ）